

浜松市学校保健会設置要綱

(設置)

第1条 浜松市立小・中学校における児童・生徒の心身ともにすこやかな成長を願い、学校保健の振興を図るための研究及び情報交換を行うため、浜松市学校保健会（以下「保健会」という。）を設置する。

(事業)

第2条 保健会は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 学校保健に関する研究
- (2) 学校保健に関する講演会、研修会等の開催
- (3) 関係機関及び関係団体との連絡及び連携
- (4) 前3号に掲げるもののほか、学校保健の振興に関し必要があると認める事業

(組織)

第3条 保健会は、次に掲げる者及び次条に規定する役員で組織する。

- (1) 浜松市立小・中学校の学校医に委嘱されている医師その他教育長が依頼する医師
- (2) 浜松市立小・中学校の学校歯科医に委嘱されている歯科医師その他教育長が依頼する歯科医師
- (3) 浜松市立小・中学校の学校薬剤師に委嘱されている薬剤師その他教育長が依頼する薬剤師
- (4) 浜松市立小・中学校の学校長
- (5) 浜松市立小・中学校の教頭
- (6) 浜松市立小・中学校の保健主事
- (7) 浜松市立小・中学校の養護教諭
- (8) 浜松市立小・中学校の栄養教諭及び学校栄養職員
- (9) 浜松市立小・中学校のPTAに所属する児童生徒の保護者

(役員)

第4条 保健会に次に掲げる役員を置く。

- | | |
|-----------|-------|
| (1) 会 長 | 1名 |
| (2) 副 会 長 | 4名 |
| (3) 理 事 | 70名程度 |
| (4) 顧 問 | 1名 |
| (5) 参 与 | 1名 |
| (6) 常任理事 | 1名 |

2 前項に規定するもののほか、役員として特別顧問を若干名置くことができる。

(役員を選任)

第5条 会長は、第8条に規定する理事会において選任する。

2 副会長は、第3条第1号から第4号までに掲げる者のうちから各1名を理事会において選任する。

3 理事は、第11条に規定する各専門部の部会代表者をもって充てる。

4 顧問は、教育長をもって充てる。

- 5 参与は、学校教育部長をもって充てる。
- 6 常任理事は、学校教育部健康安全課長をもって充てる。
- 7 特別顧問は、必要に応じて、会長経験者等のうちから理事会において選任することができる。

(職務)

第6条 会長は、保健会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する副会長がその職務を代行する。
- 3 理事は、会務の執行について、部会との連絡を図る。
- 4 常任理事は、顧問及び参与の指示・指導を受けて、会務を執行する。
- 5 特別顧問は、会長の行う職務に対し、助言を与える。

(役員任期)

第7条 役員任期は、2年とし、再任を妨げない。欠員補充者の任期は、前任者の在任期間とする。なお、任期満了後も後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(理事会)

第8条 保健会の会議は、理事会とし、必要に応じて会長が招集する。

- 2 理事会は、会長、副会長、常任理事及び理事をもって組織する。
- 3 理事会において、前項に規定する役員は、事業計画その他会務の執行に関する事項について意見を述べるものとする。
- 4 理事会の議長は、会長が行う。

(委員会)

第9条 学校保健に関する課題を専門的に研究するため、保健会に委員会を置くことができる。

- 2 委員会に属すべき委員は、教育長の指名によって定める。
- 3 委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。
- 4 委員長は、委員会を代表する。
- 5 前各項に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員会が定める。

(謝礼)

第10条 理事会又は委員会に出席した役員及び委員(第3条第4号から第8号までに掲げる者を除く。)に対して謝礼を支給するものとし、その額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 住所地(第3条第1号から第3号までに掲げる者にあつては、その勤務地。次号において同じ。)が浜松市内にある役員及び委員 日額3,000円
- (2) 住所地が浜松市外にある役員及び委員 日額7,000円

(専門部)

第11条 保健会の事業を推進するため、保健会に次の各号に掲げる専門部を置き、当該各号に定める者をもって組織する。

- (1) 学校医部 第3条第1号に掲げる者

- (2) 学校歯科医部 第3条第2号に掲げる者
 - (3) 学校薬剤師部 第3条第3号に掲げる者
 - (4) 校長部 第3条第4号に掲げる者
 - (5) 教頭部 第3条第5号に掲げる者
 - (6) 学校保健部 第3条第6号に掲げる者
 - (7) 養護教諭部 第3条第7号に掲げる者
 - (8) 栄養部 第3条第8号に掲げる者
 - (9) P T A部 第3条第9号に掲げる者
- 2 前項各号に掲げる専門部に、それぞれ必要数の部会を置き、別に定めるところにより同項各号に定める者が当該専門部の部会のいずれかに属する。
 - 3 部会に部会代表者を置き、当該部会に属する者の互選によって定める。
 - 4 専門部に部長を置き、部会代表者の互選によって定める。
 - 5 部長は、専門部を代表する。
 - 6 部会代表者は、部会を代表する。
 - 7 前各項に定めるもののほか、専門部の運営について必要な事項は、専門部が定める。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、保健会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 会長及び副会長が選任されていない場合における第8条第1項の規定の適用については、同項中「会長」とあるのは、「常任理事」とする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。